

平成19年度 環境中のダイオキシン類の調査結果について

平成20年5月30日
 奈良市企画部環境保全課対策係
 0742-34-1111（内線2232）

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、平成19年度に奈良市が実施した環境中の大気、水質、土壌等のダイオキシン類の調査結果は、次のとおりです。

環境媒体	地点数	平均値	濃度範囲	環境基準値
大気	2	0.034	0.037, 0.030	0.6
公共用水域水質	3	0.30	0.12~0.54	1
公共用水域底質	3	0.82	0.37~1.5	150
地下水質	3	0.12	0.085~0.18	1
土壌	5	0.10	0.028~0.32	1,000

単位：大気 pg-TEQ/m³
 水質 pg-TEQ/l
 底質 pg-TEQ/g
 土壌 pg-TEQ/g

環境中の大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水質、土壌のダイオキシン類について、市内16地点で調査を実施した。
 その結果、大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水質、土壌の全地点において環境基準を下回っていた。

【 調査地点及び調査結果 】

大 気

1. 調査地点と検体数

西部大気汚染測定局（百楽園四丁目）と奈良市青少年児童会館（西木辻町）の2地点でそれぞれ年4回（5月、8月、11月、2月）実施。（8検体）

2. 調査結果

（別紙1）

2地点の平均値は0.034-TEQ/m³、濃度は年平均値でそれぞれ0.037と0.030pg-TEQ/m³であり、両地点で環境基準（0.6pg-TEQ/m³）を下回っていた。

公共用水域水質

1. 調査地点と検体数

秋篠川、菩提川、白砂川（すべて流末）の3地点においてそれぞれ年1回実施。（3検体）

2. 調査結果

（別紙2）

3地点の平均値は0.30pg-TEQ/l、濃度はそれぞれ0.54、0.25、0.12pg-TEQ/lであり、すべての地点で環境基準（1pg-TEQ/l）を下回っていた。

公共用水域底質

1. 調査地点と検体数

公共用水域水質と同じ3地点においてそれぞれ年1回実施。（3検体）

2. 調査結果

（別紙2）

3地点の平均値は0.82pg-TEQ/g、濃度はそれぞれ0.37、1.5、0.58pg-TEQ/gであり、すべての地点で環境基準（150pg-TEQ/g）を下回っていた。

地下水質

1. 調査地点と検体数

二名一丁目、三碓、奈良阪町の3地点においてそれぞれ年1回実施。（3検体）

2. 調査結果

（別紙2）

3地点の平均値は0.12pg-TEQ/l、濃度範囲は0.085～0.18pg-TEQ/lであり、すべての地点で環境基準（1pg-TEQ/l）を下回っていた。

土 壌

1. 調査地点と検体数

二名一丁目、東登美ヶ丘四丁目、鶴舞東町、藺生町、都祁吐山町の5地点においてそれぞれ年1回実施。（5検体）

2. 調査結果

（別紙2）

5地点の平均値は0.10pg-TEQ/g、濃度範囲は0.028～0.32pg-TEQ/gであり、すべての地点で環境基準（1000pg-TEQ/g）を下回っていた。

測定方法

大気

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成18年2月環境省 水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課）

公共用水域水質及び地下水質

JIS K 0312（工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコブレン-PCBの測定方法）

公共用水域底質

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課）

土壌

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成12年1月環境庁水質保全局土壌農業課）

【 参考 】

1. 全国における環境中のダイオキシン類濃度の状況

平成 18 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（平成 19 年 12 月環境省）

（ 単位： 大気 pg-TEQ/m³
 水質 pg-TEQ/l
 底質 pg-TEQ/g
 土壌 pg-TEQ/g ）

環境媒体	地点数	平均値	濃度範囲	環境基準値
大気 (一般環境)	763	0.050	0.0053～0.40	0.6
公共用水域水質 (河川)	1,870	0.21	0.0014～3.2	1
公共用水域底質 (河川)	1,548	6.7	0.056～750	150
地下水質	878	0.056	0.013～2.2	1
土壌 (一般環境)	1,505	2.6	0～330	1,000

2. 用語解説

・ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及び
 びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称

・ pg (ピコグラム)

g(グラム)の1兆分の1の重量を表す単位

・ TEQ (毒性等量)

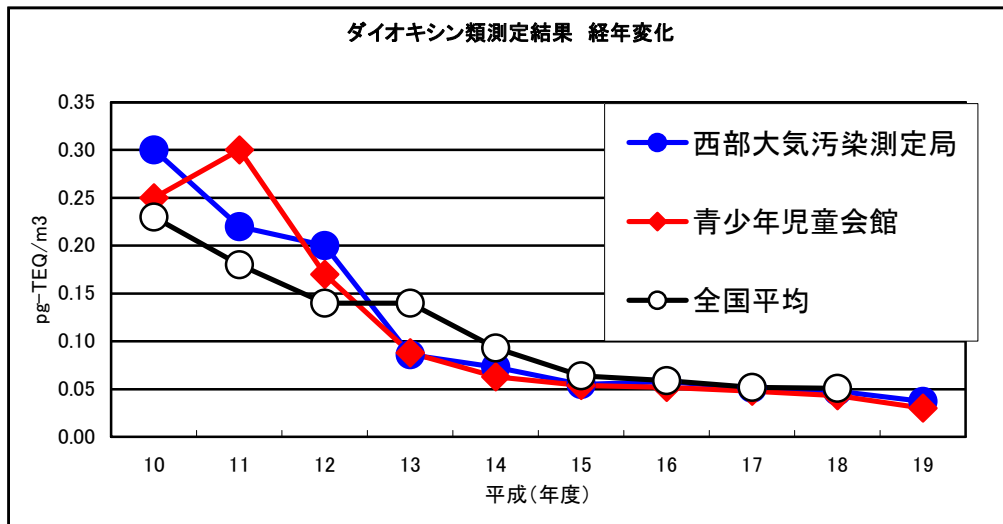
ダイオキシン類の実測濃度に TEF (ダイオキシン類の異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性) を乗じて合計したもの

ダイオキシン類（大気）調査結果（平成 19 年度）

（単位：pg-TEQ/m³）

調査月	5月	8月	11月	2月	平均値	環境基準値
調査地点						
西部大気汚染測定局	0.024	0.031	0.048	0.045	0.037	0.6
奈良市青少年児童会館	0.024	0.025	0.039	0.033	0.030	

< 経年変化 >



（単位：pg-TEQ/m³）

（注） H10 年度、H11 年度は PCDD 及び PCDF のみの値である。

ダイオキシン類（公共用水域（水質・底質））調査結果（平成 19 年度）

地 点	河 川	ダイオキシン類毒性等量	
		水質 (pg-TEQ/ℓ)	底質 (pg-TEQ/g)
大和川水系			
秋篠川流末 (七条東町)	秋篠川	0.54	0.37
菩提川流末 (恋の窪三丁目)	菩提川	0.25	1.5
淀川水系			
白砂川流末 (広岡町)	白砂川	0.12	0.58

ダイオキシン類（地下水質）調査結果（平成 19 年度）

地 点	ダイオキシン類毒性等量 (pg-TEQ/ℓ)
二名	0.18
三碓	0.090
奈良阪町	0.085

ダイオキシン類（土壌）調査結果（平成 19 年度）

地 点	ダイオキシン類毒性等量 (pg-TEQ/g)
二名	0.069
東登美ヶ丘	0.028
鶴舞東町	0.055
藺生町	0.32
都祁吐山町	0.034

事業者によるダイオキシン類の測定結果について

平成20年5月30日
 奈良市企画部環境保全課対策係
 0742-34-1111（内線2232）

ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者が排出ガス等に含まれるダイオキシン類による汚染の状況について毎年1回以上測定した結果については、市長に報告し、市長がその結果を公表することとなっています。

平成19年度中に市に報告のあった事業者によるダイオキシン類の測定結果は、次のとおりです。

【概要】

- 平成20年3月末現在で、排出ガスの設置者による測定を義務付けられている事業所数は11事業所であり、すべての事業所が測定を実施した。なお、排出水の設置者による測定が義務付けられている事業所は市内にはない。
- 測定結果は、廃棄物焼却炉からの排出ガスで平均0.33ng-TEQ/m³、最大3.3ng-TEQ/m³であった。これらの結果から、測定を実施したすべての事業所での排出ガスについて、基準を下回っていた。

【測定結果】

1. 排出ガス

種類	測定対象 事業所数	測定 事業所数	測定値			排出 基準
			報告事業所数	平均値	濃度範囲	
廃棄物焼却炉	11	11	11	0.33	0～3.3	【参考】

2. ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

種類	測定対象 事業所数	測定 事業所数	測定値			排出 基準
			報告事業所数	平均値	濃度範囲	
ばいじん	10	9	9	5.2	0～21	【参考】
焼却灰等	11	11	11	0.052	0～0.50	

【 参考 】

1. 排出ガスの排出基準

単位：ng-TEQ/m³

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	新設する施設 の排出基準	既に設置している施設の 排出基準
			H14.12.1～
廃棄物焼却炉 (焼却能力50kg/時以上)	4t/時以上	0.1	1
	2～4t/時	1	5
	2t/時未満	5	10

2. ばいじん及び焼却灰その他燃え殻の処分基準

単位：ng-TEQ/g

区 分	施設の処分基準
ばいじん 焼却灰その他燃え殻	3

(注) 既設焼却炉において、セメント固化、薬剤処理、酸抽出処理により処分する場合には、基準は適用されない。